

宮城県公安委員会告示第124号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第2条の表の6の項の上欄の規定による宮城県公安委員会が認める交通誘導警備業務に関する告示（平成18年宮城県公安委員会告示第193号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和2年9月25日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

検定規則第2条の表の6の項の上欄の規定により、宮城県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の中欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとする。

番号	路 線	区 間
1	国道4号（県道「仙台名取線」含む。）	宮城県の全域
2	国道6号	宮城県の全域
3	国道45号	宮城県の全域
4	国道47号	宮城県の全域
5	国道48号	宮城県の全域
6	国道108号	宮城県の全域
7	国道113号	宮城県の全域
8	国道286号	宮城県の全域
9	国道346号	宮城県の全域
10	国道398号	宮城県の全域
11	国道457号	宮城県の全域
12	主要地方道塩釜吉岡線	宮城県の全域
13	主要地方道仙台松島線	宮城県の全域
14	主要地方道塩釜亘理線	宮城県の全域
15	主要地方道仙台泉線	宮城県の全域
16	主要地方道仙台塩釜線	宮城県の全域
17	主要地方道仙台村田線	宮城県の全域
18	主要地方道泉塩釜線	宮城県の全域
19	主要地方道仙台北環状線	宮城県の全域